平成２９年（フ）第６９３号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目15番10―401号
債務者　洲崎　美雪
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０７号
函館市戸倉町15番24号　ビラミカエル５206
債務者　高橋　和之
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
函館市吉川町５―28　パールハイム２　201、住民票上の住所函館市時任町20番４号
債務者　遠藤　裕也
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１０号
函館市上湯川町50番９号　コウジィーコート202号室
債務者　大瀧　敬子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２０号
北海道亀田郡七飯町大中山１丁目８番26号第２湯出川荘７号
債務者　前田　英樹
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２２号
函館市川原町１番23―201号
債務者　吉田　カツ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２４号
函館市松川町30番12号　深瀬医院、住民票上の住所函館市湯川町１丁目５番10号　もえ２号館
債務者　齊藤　レイ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３２６号
函館市東川町14番10号
債務者　池田　　貢
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５００号
相模原市緑区町屋１丁目24番40号城山ハイツ103
債務者　筒井　睦美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５４号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園
債務者　柴田　直毅
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５９７号
さいたま市北区東大成町２丁目277番地　フェニックス102
債務者　神田　誓子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６２号
埼玉県狭山市中央１丁目41番17号
債務者　上中　　恭
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７４号
神奈川県座間市相武台１丁目43番19―102号　セトルプレイス相武台
債務者　坂本　力也
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９５号
相模原市中央区上溝７丁目３番28号　幸荘２―７号室
債務者　関根喜三郎
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５０２号
相模原市中央区相生３丁目12番17号　マービレッジ104号
債務者　杉山　　豊
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７２３号
名古屋市北区志賀本通１丁目12番地　アーバンヴィラ４Ｃ号
債務者　かん菜こと　松尾　直美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２２号
札幌市西区八軒10条東４丁目３番５号　プリモ八軒101号
債務者　浦　美世子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部